

平成26年度 第3回 学長選考会議議事要旨

日 時 平成27年2月10日（火）14時30分～16時25分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 （学外）井田委員、大平委員、沖田委員、潮谷委員、陣内委員、戸上委員
（学内）甲斐委員、平地委員、藤本委員、石橋委員、渡邊委員、諸泉委員
森田委員

欠席者 （学外）中尾委員

議事に先立ち、議長から、前回会議にて学内からも議長代行を指名することとなっており、諸泉委員を推薦する旨の発言があった。また、前回学長選考会議議事要旨の確認依頼があった。

続いて、本会議委員が学長候補適任者となる意志を有している場合、これから予定されている選考規則改正などのルール作りの審議に加わることに公正性等の観点から問題はないか意見交換が行われた。意見交換の結果、選考ルールが特定の個人に有利になるような性質のものではないことなどから、特に問題としなくてもよいのではないかと、そのような意志を持った時点で、委員を辞任することは委員本人の判断に委ねるといふことによいのではないかと結論となった。

【確認事項】

1 学長選考会議のスケジュールについて

議長から、現時点でのスケジュール案について事務局説明が求められ、総務部長から、資料1に基づき、前回からの変更点として、本日の会議で法改正に伴う学長選考の見直しの方向性を決定していただきたいこと、その方向性を踏まえて、次回会議で規則改正（案）及び公示内容（案）を提案することの説明があった。

また、平成27年4月以降のスケジュールについては、今後提案していく旨の説明があり、異議なく了承された。

2 国立大学法人佐賀大学学長選考会議規則等の改正について

議長から、前回の会議でいただいた意見を踏まえ作成した「国立大学法人法等の一部改正に伴う学長選考の見直し」の資料2及び資料3について、検討課題等ごとに確認及び審議が行われた。

<検討課題1>

議長から、検討課題1の方向性として、意向調査を1回実施することとしたい旨の発言があり、異議なく了承された。

続いて、議長から、前回の会議での審議結果のとおり、意向調査の対象は、現行の学長選考規則に定める第二次意向調査の投票資格者とする旨の発言があった。

<検討課題 2>

議長から、検討課題 2 の方向性として、前回の会議での審議結果のとおり、ホームページの公表内容に、選考基準、選考スケジュール、議事要旨、選考理由などを加えることとする旨の発言があった。

<検討課題 3>

議長から、検討課題 3 の方向性として、前回の会議での審議結果のとおり、学長選考会議委員と監事との意見交換を経営協議会開催後、適宜開催することとし、学長へのヒアリングは、年 1 回程度とする旨の発言があった。

<検討事項 4>

議長から、検討課題 4 の方向性として、前回の会議では、当面、現行規則に定める任期及び再任の年限でよいのではないかとの結論であったが、学長選考会議が再任の制限にとらわれることなく、最も優れた学長候補者を選考できるようなルールにしておく必要はないか、念のため、再度審議したい旨の発言があった。検討の結果、現行規則に定める、任期 4 年、再任は任期 2 年で、引き続き 6 年を超えて在任できないことでは了承された。ただし、新たな学長が選考された後も、引き続き、適切な任期及び再任のルールとなるよう検討していくことが確認された。

<求められる学長像>

議長から、佐賀大学学長に求められる資質・能力、重点的取組（案）について、前回の会議でいただいた意見を踏まえた（案）の説明があり、加えて、別途、委員から事前に提案があった修正案について、当該委員に対し内容の説明が求められた。その後、検討の結果、「1. 求められる資質・能力」（1）に「国際的視野を有し」の文言を追加し、（2）として「社会の変化を的確に捉え、求められる大学像について総合的見地に立って明確な方針（ビジョン）を示すとともに、意欲的な改革に取り組むことができる能力を有する者であること」を追加し、案に示した（2）を（3）として 1 条繰り下げること、また、案に示した（4）は削除することとした。その他、文言の修正等は、議長に一任された。以上をもって求められる学長像について了承された。